

改定後	改定前
第1条 (VpassID 安心サービス) 1.VpassID 規約第2条3項の場合において、当社は、第三者により会員の Vpass の ID (以下、「ID」といいます) またはパスワードが不正利用され、且つ VpassID 規約第2条5項の当社への届出がなされたとき、またはカード番号が不正利用され、且つ当社への届出がなされたときは、本特約により当該会員（ただし、三井住友カード カードローンの会員を除きます）が被る次項に定める損害をてん補します。 2.当社がてん補する損害は、下記の条件を全て満たした場合に限るものとします。 (1)第三者が、Visa Secure、もしくは <u>Mastercard ID Check</u> 対象加盟店において会員のクレジットカード番号と <u>当社が通知した認証コード（ワンタイムパスワード）</u> を使用することによって当該クレジットカードで購入代金の決済を行った場合。または第三者が、インターネットショッピング加盟店において会員のクレジットカード番号を使用することによって購入代金の決済を行った場合。 (2)購入した商品の発送先が日本国内である場合。 (3)損害が、ID またはパスワードまたはクレジットカード番号が第三者に使用されていることが判明した旨の通知を当社が受領した日の 60 日前以降、受理日までの 61 日の間に発生したものである場合。 3.会員は損害のてん補を請求する場合、損害の発生を知った日から 30 日以内に当社が損害のてん補に必要と認める書類を当社に提出すると共に、被害状況等の調査に協力するものとします。	第1条 (VpassID 安心サービス) 1.VpassID 規約第2条3項の場合において、当社は、第三者により会員の Vpass の ID (以下、「ID」といいます) またはパスワードが不正利用され、且つ VpassID 規約第2条5項の当社への届出がなされたとき、またはカード番号が不正利用され、且つ当社への届出がなされたときは、本特約により当該会員（ただし、三井住友カード カードローンの会員を除きます）が被る次項に定める損害をてん補します。 2.当社がてん補する損害は、下記の条件を全て満たした場合に限るものとします。 (1)第三者が、Visa Secure、もしくは <u>MasterCard Secure Code(セキュアコード)</u> 対象加盟店において会員のクレジットカード番号と <u>Vpass のパスワード</u> を使用することによって当該クレジットカードで購入代金の決済を行った場合。または第三者が、インターネットショッピング加盟店において会員のクレジットカード番号を使用することによって購入代金の決済を行った場合。 (2)購入した商品の発送先が日本国内である場合。 (3)損害が、ID またはパスワードまたはクレジットカード番号が第三者に使用されていることが判明した旨の通知を当社が受領した日の 60 日前以降、受理日までの 61 日の間に発生したものである場合。 3.会員は損害のてん補を請求する場合、損害の発生を知った日から 30 日以内に当社が損害のてん補に必要と認める書類を当社に提出すると共に、被害状況等の調査に協力するものとします。

第 3 条（補償金を支払わない場合） 1.次の場合は、当社はてん補の責を負いません。 (1)ID またはパスワードが会員に到着する前に生じた事故 (2)補償期間の開始する以前に生じていた事故 (3)会員が第三者に強要されて漏らした ID またはパスワードまたはクレジットカード番号により生じた事故 (4)ID またはパスワードまたはクレジットカード番号の第三者による不正利用の通知を当社が受領した日の 61 日以前に生じた事故 (5)会員から第三者に譲渡・貸与または担保差し入れされた ID またはパスワードまたはクレジットカード番号により生じた事故 (6)会員、Visa Secure 対象加盟店、<u>Mastercard ID Check</u> 対象加盟店、インターネットショッピング加盟店、または会員の法定代理人の故意または重大な過失により生じた事故 <u>（当社が通知した認証コード（ワンタイムパスワード）の管理において故意または重大な過失により生じた事故を含む）</u> (7)会員、Visa Secure 対象加盟店、<u>Mastercard ID Check</u> 対象加盟店、インターネットショッピング加盟店、または会員の法定代理人の犯罪行為により生じた事故 (8)会員の親族、同居人、使用人またはその法定代理人が自ら行い、もしくは加担した事故 (9)戦争等による著しい秩序の混乱中、または地震等の天変地災により生じた盗難・第三者による不正利用に起因する損害 (10)その他 VpassID 規約またはカード会員規約に違反した事故 2.会員が第 1 条第 3 項の調査に協力しない場合も、当社はてん補の責を負いません。	第 3 条（補償金を支払わない場合） 1.次の場合は、当社はてん補の責を負いません。 (1)ID またはパスワードが会員に到着する前に生じた事故 (2)補償期間の開始する以前に生じていた事故 (3)会員が第三者に強要されて漏らした ID またはパスワードまたはクレジットカード番号により生じた事故 (4)ID またはパスワードまたはクレジットカード番号の第三者による不正利用の通知を当社が受領した日の 61 日以前に生じた事故 (5)会員から第三者に譲渡・貸与または担保差し入れされた ID またはパスワードまたはクレジットカード番号により生じた事故 (6)会員、Visa Secure 対象加盟店、<u>MasterCard Secure Code(セキュアコード)</u>対象加盟店、インターネットショッピング加盟店、または会員の法定代理人の故意または重大な過失により生じた事故 (7)会員、Visa Secure 対象加盟店、<u>MasterCard Secure Code(セキュアコード)</u>対象加盟店、インターネットショッピング加盟店、または会員の法定代理人の犯罪行為により生じた事故 (8)会員の親族、同居人、使用人またはその法定代理人が自ら行い、もしくは加担した事故 (9)戦争等による著しい秩序の混乱中、または地震等の天変地災により生じた盗難・第三者による不正利用に起因する損害 (10)その他 VpassID 規約またはカード会員規約に違反した事故 2.会員が第 1 条第 3 項の調査に協力しない場合も、当社はてん補の責を負いません。
---	--